

# 奈良市立朱雀小学校いじめ防止基本方針

奈良市立朱雀小学校

## Ⅰ いじめに対する考え方

### (1) いじめの定義について

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日から施行）より】

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・金品をたかられる・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

### (2) いじめに対する理解について

いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも起こり得るものである。学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校や教育委員会、家庭や地域が連携して対応し、大切な子どもたちの命と心を守らなければならない。

### (3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法（以下「法」と記す）第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知していくことが必要とされる。

### 【 いじめの判断について 】

- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。（例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合。）
- いじめに当たると判断した場合であっても、全てが厳しい指導を要するとは限らない。  
(例：好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合 など)

### (4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち対応する
- ② 「どの学級でもどの子どもにも起こり得る」という危機感を持つ
- ③ 早期発見に努め、迅速に適切な対応に心がける。
- ④ 被害児童保護を最優先しつつ、加害児童への指導・支援も行う。
- ⑤ 組織での対応に心がけ、関係諸機関との連携を密にする。

## 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止について

<教職員の力量の向上に取り組む>

- いじめに対する感性や実践力を高めるための研修会の実施(夏の研修など)
- 人権感覚や人権意識を高める研修(人権部と連携)

<いじめが起きない環境づくりを進める>

- 年間計画に基づいた授業実践
- 人権教育、道徳教育、仲間づくりに視点をおいた教育活動
- 本音で交流できる学級集団づくり
- 学年通信や学校だより、人権参観などによる、保護者への啓発活動の充実

<特に配慮が必要な児童生徒への対応を行う>

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒

- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒
- 新型コロナウイルス感染症に係わる児童生徒

上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

## (2) いじめの早期発見について

- いじめに関する生活アンケートの実施
  - 学校生活アンケートの活用
  - 教職員の振り返りチェックリストの活用
  - 教育相談を活用した事例検討会
  - 学校生活全般における児童の言動についての情報交換
  - 学年会議、生徒指導部会による情報共有
  - 家庭訪問や学級懇談会からの情報収集
  - 教育相談担当者・学級担任・生徒指導主任を相談窓口とする
- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
  - いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
  - いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。また、いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
  - 教育委員会や学校は、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール相談窓口の周知等に努める。
  - いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
  - 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。そのために、研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

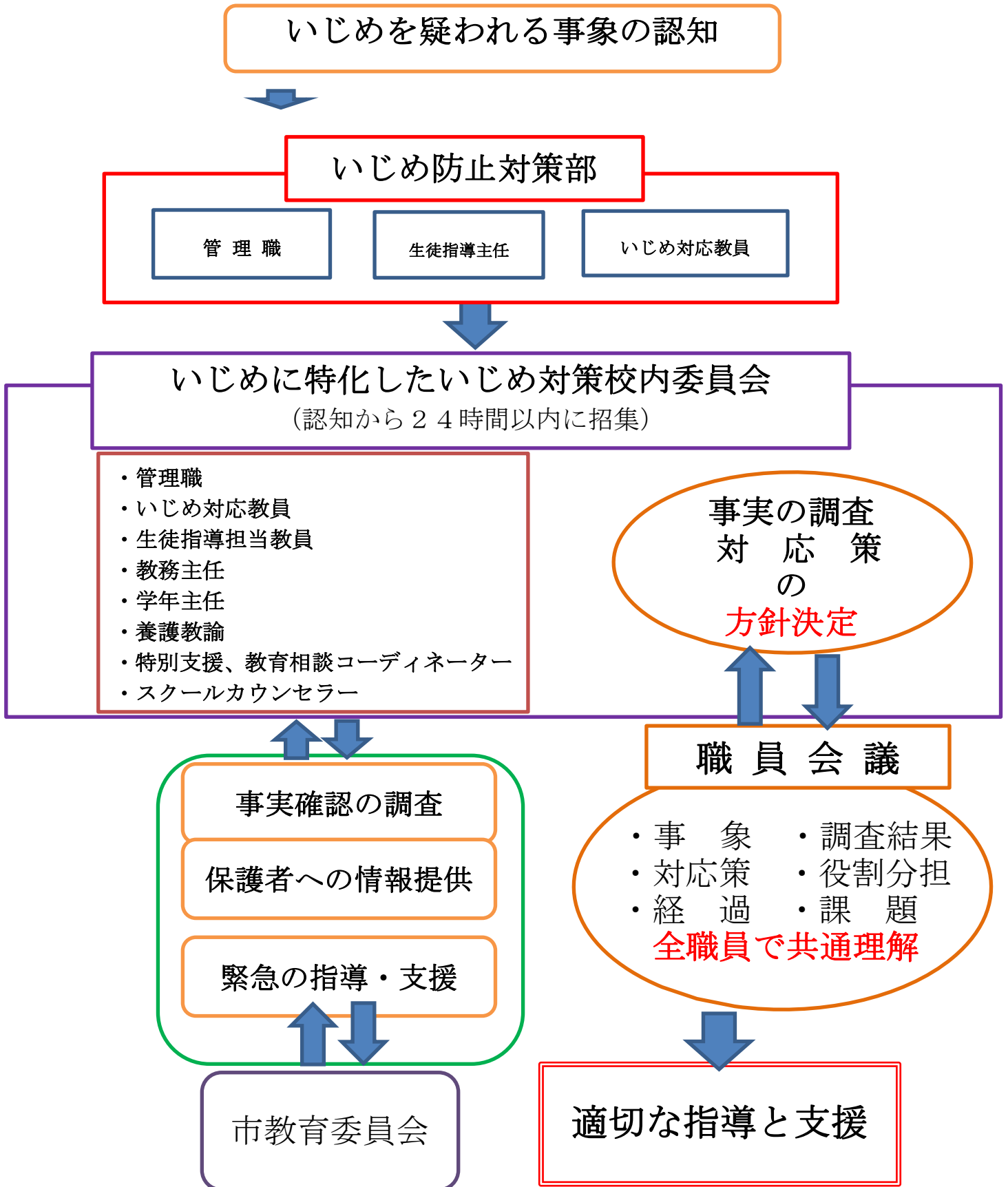
### (3) 迅速な対応について

- 関係児童からの聞き取りを行い、正確な事実を把握する
- 「いじめ防止対策部（生徒指導主任・教育相談係・管理職）」と担任で聞き取りを行う
- 相談場所は、カウンセリング室、校長室を基本とする
- 聞き取りは複数の教師で行い、調査の記録を正確に行うことに努める

#### <指導・支援の具体的留意点>

加害者への指導	被害者への支援	傍観者への指導・支援
《伝えること》 ・いじめの危険性と卑劣性 ・いじめられた側の心の痛み ・結果の重大性、犯罪性	《伝えること》 ・学校の姿勢（守る） ・プライバシーの保護 ・当人は悪くないこと	《伝えること》 ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者である ・プライバシーの保護
《確認すること》 ・カウンセリングの必要性 ・児童の背景にある諸事情 ・加害の事実 ・周囲の児童との関係性 ・隔離必要性の有無	《確認すること》 ・身体の被害状況 ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・隔離必要性の有無	《確認すること》 ・被害の事実 ・加害・被害児童との関わり方 ・周囲の大人への相談の有無 ・いじめに対する認識
《留意すること》 ・加害者の心理的背景 ・加害と被害の逆転の危険性 ・再発や潜在化を防ぐ ・友達関係の変化の観察	《留意すること》 ・自尊感情の保護 ・安心感を与える ・報告と相談の機会保障	《留意すること》 ・観衆・傍観者の加害性 ・いじめと闘う心の育成 ・再発や潜在化を防ぐ

(4) 組織及び体制について



### ① いじめ対策校内委員会

- いじめの問題に対して、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織「いじめに特化した校内委員会」を置く。
  - ・管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成し、組織対応の中核として機能する体制を整える。
  - ・個々のいじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域等の参加を図ることも考えられる。

### ② 生徒指導体制

- 生徒指導主任を中心に、各学年生徒指導担当、養護教諭で構成され、いじめ対応教員と連携しながら、いじめを防止するため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりや集団づくりに努める。
- 推進委員会（生徒指導・安全管理）及び、月 1 回の各学年の情報共有（定例会）。いじめに特化した定例会を学期ごとに行う。その後全職員で共通理解をし、組織的な取り組みを行う。

### ③ 教育相談体制

- 教育相談部を設置。教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、教育相談課などと連携しながら、充実した相談体制を図る。

### ④ 外部機関及び地域との連携

#### <教育委員会の施策の効果的な活用>

- ・学校支援プロジェクト事業による、スーパーバイザー・弁護士・臨床心理士・医師・等によるプロジェクト会議の実施や取組・事例の検討、対応策の提示
- ・客観的・専門的な立場から、いじめの問題に対するアドバイスの実施
- ・指導主事や学校支援コーディネーターによる学校訪問・指導助言

#### <迅速な情報共有>

- ・いじめの問題が起こった場合の迅速な教育委員会への報告
- ・教育委員会との連携（相談・助言）

#### <毅然とした対応>

- ・正確に状況を確認し、被害者保護の視点にたった措置の検討（別室での学習）

<警察との連携> (管理職・生徒指導部を中心に対処)

- ・「学校と警察との連絡制度」の有効な活用
  - ・犯罪行為や犯罪に発展する恐れのあるいじめの問題、学校長が通報を必要と判断したいじめの問題に関する警察への相談・通報を含む対応の実施
  - ・配置のある警察署のスクールサポーター（警察官 OB）による学校訪問や対策会議への参加依頼
  - ・生活安全教室の開催
- (いじめが犯罪行為になる場合があることを児童に理解させ、いじめの未然防止を図る)

<こども家庭相談センター・子育て相談課との連携> (管理職を中心に対処)

- ・いじめに関わる子どもたちの家庭への支援に向けた連携（関係者会議への参加等）
- ・専門的立場からの助言
- ・学校に対する具体的支援の内容

<地域・PTA・学校評議員との連携> (管理職・生徒指導部を中心に対処)

- ・地域の連携・協力によるいじめ問題の支援活動や情報収集の推進
- ・少年指導協議会や地域教育協議会との連携
- ・民生児童委員等の地域人材との連携

## ⑤ 校内研修

- 職員研修「子どもを見つめて」  
年3回、集団生活に馴染みにくい児童の対応を全教職員が検討する。
- いじめ定例会や各種研修会の報告会を開催。積極的な外部講習会の参加。
- 夏季休業中に生徒指導、人権に関する校内研修を設ける。
- 特に配慮が必要な児童生徒について理解と支援の方策について研修を設ける。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態について(重大事態とは)

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

**(2) 重大事態への対処の方法について**

- 学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする
- 調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

**(3) 調査結果の提供及び報告について**

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- 調査結果については、市長に報告する。上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。